

【 手術 】

600 血管塞栓術（外傷と確認できない動脈瘤からの出血）の算定について

《令和7年6月30日》

○ 取扱い

外傷と確認できない動脈瘤からの出血に対するK615血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）「1」止血術の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

K615血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）の厚生労働省通知^{*}では「「1」の止血術は、外傷等による動脈損傷が認められる患者に対し、血管塞栓術を行った場合に算定する。」と示されている。

「外傷等」の「等」とあり、必ずしも外因性疾患に限定したものではなく、動脈損傷を伴う疾患であれば算定可能と考える。

以上のことから、外傷と確認できない動脈瘤からの出血に対するK615血管塞栓術（止血術）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、脳動脈瘤については、K178脳血管内手術の対象となる。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について